

早期退職者募集制度の運用を 閣議決定

年齢構成の適正化・組織の改廃の円滑な実施を目的 退職手当割り増しを目玉に

政府は、五月二日「早期退職者募集制度」の運用に必要な政令を閣議決定しました。

この制度は「年齢構成の適正化・組織の改廃又は移転を円滑に実施すること」を目的としており、「定員削減・新規採用そしてフルタイム再任用の実施による窮屈になった定員事情の対策として用いる」としていますが、多くの問題が含まれています。現段階で明らかになっている基本的部分について触れます。

- (一) 募集目的
- ① 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年前一五年以内の年齢である職員を対象として行う募集「1号募集」
- ② 組織の改廃又は官署若しくは事務所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は官署若しくは事務所に属する職員を対象として行う募集「2号募集」
- (二) 周知を行うに当たっては、全ての対象者に応募をする機会が確保されるよう、合理的かつ適切な方法によること。

- (三) 募集人数
- 対象者の総数と募集人数が同数とならないように設定すること。ただし、2号募集の場合は、この限りでないこと。
- (四) 募集期間
- 募集の期間を通常と設定することはできない。
- (五) 募集認定判断
- ① 認定又は不認定の判断
- 各省各庁の長等は、応募をした職員に対して認定を行うこと。ただし、臨時職員・懲戒処分を受けている者や引き続き職務に

従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するため特に必要であると認める場合には不認定とすること。

② 認定数が、募集人員を超える場合は、前もって制限措置を周知してあればそれに沿って認定しない場合もある。

- (六) その他
- 定年退職一五年以内で、定年までの在年数一年当たり三%の退職手当割り増し。定年一年前は対象とならない。

- (一) 募集対象
- ① 常時国家公務員イ対象者は2人以上となるように範囲を設定すること。
- 特定の仕方は、職位や勤続年数等、各省各庁の長等の任意であること。
- ハ 対象者には臨時職員・懲戒処分を受けた者が含まれないこと。

今回の「早期退職者募集制度」には、「退職金が割り増し」は明記してありますが、退職後の手立て「再就職」にも触れられていません。あえて明確にせず、曖昧にし

「天引き」を黙認しようとしているのではありませんか。

また、今回の「退職制度」が「年齢構成の適正化を図る」「組織の改廃と移転を円滑に実施するため」を目

的としており、恣意的に一定の年齢層や事務所・出張所の統廃合などで「退職強要」される可能性もあります。

天引きの助成、退職強要の恐れ

「国家公務員法に基づく職員の再就職規制」では、以下のことが禁じられています。

① 現職（5級以上職員）の職員が利害関係企業等に対して、本人の再就職の要求又は約束することだけでなく、再就職することを目的として、自己に関する情報を提供や再就職する地位に関する情報の提供を依頼すること。

② 現職の職員（一般職のすべての国家公務員）が営利企業等に対し、他の職員・職員OBを、再就職の依頼だけでなく、再就職させることを目的として、情報を提供や情報収集、すること。等

これらに違反すると、国家公務員法に基づき、懲戒処分料の対象となります。

気を付けましょう、再就職に厳しい規制